

各 部 長
 総合情報図書館長 殿
 各 学 群 長

防 衛 大 学 校 長
 (公 印 省 略)

防衛大学校におけるグローバルセキュリティ研究又は共同研究に係る叢書の編集及び発行について (通達)

改正 平成30年3月30日防大総第346号

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

記

1 目 的

この通達は、防衛大学校におけるグローバルセキュリティ研究に係る研究又は共同研究の成果となる論文、研究ノート及び資料（以下「論文等」という。）を、学術研究叢書（以下「叢書」という。）として発行することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 区 分

防衛大学校のグローバルセキュリティ研究又は共同研究に係る叢書は、グローバルセキュリティセミナー叢書（英文名称は、Global Security Seminar Series）、グローバルセキュリティ研究叢書（英文名称は、Global Security Study Series）及びグローバルセキュリティ調査報告（英文名称は、Global Security Reports）とし、それぞれ発行の都度、第1冊より逐次冊数を追う。

なお、収録要領については、次の各号のとおり。

分類番号：総総-14-(2)		開示	部開	不開
作成年月日：2017.7.24	担当者	○		
取得年月日：	文書管理者	○		
保存期間：10年	区分：1 2 3 4 5 6			
保存期間満了時期：2027.12.31	理由：			
本紙を含め 3枚・冊				

- (1) グローバルセキュリティセミナー叢書は、防衛大学校が実施するグローバルセキュリティセミナーにおける研究発表と議論を踏まえ、セミナーの総合テーマに関してさらに考察を深めた内容を、和文又は英文により収録する。
- (2) グローバルセキュリティ研究叢書は、防衛大学校におけるグローバルセキュリティに係る研究成果のうち、単著又は共著の学術論文又は研究ノートを、和文又は英文により収録する。
- (3) グローバルセキュリティ調査報告は、防衛大学校におけるグローバルセキュリティに係る共同研究の成果として、複数の研究者が分担執筆した学術論文、研究ノート、資料等を取りまとめたものを和文又は英文により収録する。

3 発行

防衛大学校のグローバルセキュリティ研究に係る叢書は、グローバルセキュリティセンターのウェブサイトへPDFファイルを掲載し、これをもって叢書の発行とする。ただし、防衛大学校におけるグローバルセキュリティ研究又は共同研究の進展に必要とされる範囲内において、紙媒体による発行も行う。

発行にあたっては、次項に定める編集委員会の議を経て防衛大学校長の承認を得た上で、グローバルセキュリティセンター長が決定する。

4 編集委員会

防衛大学校のグローバルセキュリティ研究に係る叢書の寄稿要領を定め、これに掲載する論文等を決定し、かつ、それぞれの編集を行うため、叢書編集委員会（以下「委員会」という。）を置く。

5 委員会の構成等

- (1) 前項に定める委員会は、次の各号に掲げる委員長及び委員をもって構成する。
 - ア 委員長 グローバルセキュリティセンター長
 - イ 委員 グローバルセキュリティセンター企画・発信部門長、グローバルセキュリティセンター研究部門長、先端学術推進機構事務室企画・発信調整官、その他委員長が必要と認める者
- (2) 委員長は、委員会を召集し、会議を主宰する。

6 事務

叢書の発行に関する事務は、先端学術推進機構事務室が行う。

7 委任規定

この通達に定めるもののほか、この通達の実施に関し必要な事項は、グローバルセキュリティセンター長が定める。